

資料

令和5年12月14日開催

第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町観光振興基金条例の制定について ----- 1

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ----- 2～ 6

議案第 3号 美瑛町税条例の一部改正について ----- 7～ 9

議案第 4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について ----- 10～11

議案第 5号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ----- 12～15

議案第 6号 美瑛町観光センター条例の一部改正について ----- 16～20

議案第 7号 美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について ----- 21～22

議案第 8号 美瑛町体験交流住宅条例の一部改正について ----- 23～24

議案第 9号 美瑛町青い池駐車場条例の一部改正について ----- 25～27

○協約の変更

議案第16号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

----- 28~29

美瑛町観光振興基金条例の制定要旨

1 制定の要旨

青い池駐車場の駐車料金の一部を積み立て、青い池の管理運営及び本町の観光振興に適正に運用するため、基金条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（設置）

基金の設置について規定

第2条（積立）

基金の積立額について規定

第3条（管理）

基金の管理方法について規定

第4条（繰替運用等）

基金の繰替運用等について規定

第5条（運用益金の処理）

基金の運用益金の処理方法について規定

第6条（処分）

基金の処分方法について規定

第7条（委任）

本条例のほか、基金の管理に関し必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

公布の日から施行する。

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）に規定する給料表に準拠し、会計年度任用職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

会計年度任用職員の給料表（別表第1）について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正する。

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第32条 【略】 附 則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）				第1条～第32条 【略】 附 則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）			
職種	職務 の級	1 級	2 級	職種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	162,100 円	208,000 円	(1) 行政職給料表	1	150,100 円	198,500 円
	2	163,200 円	209,700 円		2	151,200 円	200,300 円
	3	164,400 円	211,400 円		3	152,400 円	202,100 円
	4	165,500 円	212,900 円		4	153,500 円	203,900 円
	5	166,600 円	214,400 円		5	154,600 円	205,400 円
	6	167,700 円	216,200 円		6	155,700 円	207,200 円
	7	168,800 円	217,900 円		7	156,800 円	209,000 円
	8	169,900 円	219,600 円		8	157,900 円	210,800 円
	9	170,900 円	221,100 円		9	158,900 円	212,400 円
	10	172,300 円	222,600 円		10	160,300 円	214,200 円
	11	173,600 円	224,100 円		11	161,600 円	216,000 円
	12	174,900 円	225,600 円		12	162,900 円	217,800 円
	13	176,100 円	226,800 円		13	164,100 円	219,200 円
	14	177,600 円	228,200 円		14	165,600 円	221,000 円
	15	179,100 円	229,600 円		15	167,100 円	222,700 円
	16	180,700 円	231,000 円		16	168,700 円	224,500 円
	17	181,800 円	232,400 円		17	169,800 円	226,100 円
	18	183,200 円	234,000 円		18	171,200 円	227,800 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	19	184,600 円	235,500 円		19	172,600 円	229,400 円
	20	186,000 円	236,900 円		20	174,000 円	230,900 円
	21	187,300 円	238,100 円		21	175,300 円	232,200 円
	22	189,600 円	239,700 円		22	177,800 円	233,800 円
	23	191,800 円	241,200 円		23	180,300 円	235,400 円
	24	194,000 円	242,600 円		24	182,800 円	236,900 円
	25	196,200 円	243,600 円		25	185,200 円	237,900 円
	26	197,900 円	245,100 円		26	186,900 円	239,400 円
	27	199,400 円	246,400 円		27	188,500 円	240,700 円
	28	200,900 円	247,600 円		28	190,200 円	241,900 円
	29	202,400 円	248,700 円		29	191,700 円	243,100 円
	30	203,800 円	249,700 円		30	193,400 円	244,100 円
	31	205,200 円	250,600 円		31	195,200 円	245,100 円
	32	206,600 円	251,500 円		32	196,900 円	246,100 円
	33	208,000 円	252,400 円		33	198,500 円	247,200 円
	34	209,300 円	253,300 円		34	199,900 円	248,100 円
	35	210,600 円	254,100 円		35	201,400 円	249,000 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	167,200 円	202,800 円	(2) 医療職給料表 (一)	1	155,100 円	191,500 円
	2	168,600 円	204,400 円		2	156,500 円	193,100 円
	3	170,000 円	205,900 円		3	157,900 円	194,700 円
	4	171,400 円	207,300 円		4	159,300 円	196,300 円
	5	172,700 円	208,800 円		5	160,500 円	197,800 円
	6	174,500 円	210,000 円		6	162,300 円	199,300 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	7	176,200円	211,200円		7	164,000円	200,900円
	8	177,800円	212,400円		8	165,600円	202,400円
	9	179,400円	213,800円		9	167,200円	204,000円
	10	181,100円	215,300円		10	168,900円	205,700円
	11	182,700円	216,800円		11	170,500円	207,300円
	12	184,600円	218,300円		12	172,300円	209,000円
	13	186,000円	219,700円		13	173,700円	210,400円
	14	187,800円	221,200円		14	175,500円	212,000円
	15	189,800円	222,700円		15	177,400円	213,600円
	16	191,600円	224,200円		16	179,200円	215,200円
	17	193,500円	225,500円		17	181,100円	216,600円
	18	194,700円	226,800円		18	182,600円	218,200円
	19	196,200円	228,200円		19	184,400円	219,900円
	20	197,600円	229,500円		20	186,200円	221,600円
	21	198,800円	230,600円		21	187,700円	222,900円
	22	200,300円	231,700円		22	189,200円	224,400円
	23	201,700円	232,800円		23	190,700円	225,800円
	24	203,000円	233,900円		24	192,200円	227,300円
	25	204,600円	235,000円		25	193,800円	228,500円
(3) 医療職給料表 (二)	1	183,500円	211,000円	(3) 医療職給料表 (二)	1	169,900円	197,000円
	2	184,900円	212,900円		2	171,300円	198,900円
	3	186,400円	214,900円		3	172,800円	200,900円
	4	187,800円	216,800円		4	174,200円	202,800円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	5	189,300円	218,800円		5	175,600円	204,900円
	6	190,800円	220,600円		6	177,100円	206,900円
	7	192,300円	222,400円		7	178,600円	209,100円
	8	193,800円	224,100円		8	180,100円	211,200円
	9	195,000円	225,800円		9	181,300円	213,200円
	10	196,700円	227,200円		10	183,000円	214,600円
	11	198,300円	228,500円		11	184,600円	216,000円
	12	199,800円	229,400円		12	186,100円	217,200円
	13	201,200円	230,800円		13	187,500円	218,600円
	14	203,200円	231,800円		14	189,500円	220,000円
	15	205,300円	232,800円		15	191,500円	221,500円
	16	207,300円	233,700円		16	193,500円	222,700円
	17	209,300円	234,800円		17	195,500円	224,100円
	18	211,300円	236,200円		18	197,500円	225,600円
	19	213,400円	237,600円		19	199,500円	227,100円
	20	215,400円	238,700円		20	201,500円	228,600円
	21	217,300円	239,800円		21	203,500円	229,700円
	22	219,000円	241,400円		22	205,400円	231,400円
	23	220,700円	243,100円		23	207,500円	233,100円
	24	222,400円	244,500円		24	209,600円	234,700円
	25	223,700円	245,700円		25	211,200円	236,000円
別表第2 【略】				別表第2 【略】			

美瑛町税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和7年度を目標に総務省が進めている税務システムの標準化に対応するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 個人の住民税及び固定資産税の納期を現行の7期から4期に改める。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の合算額が4,000円未満となる場合の取扱いと納税通知書に記載すべき納付額に係る改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行し、令和7年度の課税から適用する。

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第39条 【略】 (個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第3期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 1月1日から同月31日まで</u></p> <hr/> <p>2 【略】</p> <p>第41条～第66条 【略】 (固定資産税の納期)</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第3期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 1月1日から同月31日まで</u></p> <hr/> <p>2 【略】</p> <p>3 固定資産税額(次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合</p>	<p>第1条～第39条 【略】 (個人の町民税の納期)</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月1日から同月28日まで</u> <u>第7期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第41条～第66条 【略】 (固定資産税の納期)</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月1日から同月28日まで</u> <u>第7期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>算額とする。)が4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。</p> <p>4 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。</p> <p>第68条 【略】 (固定資産税の納税通知書)</p> <p>第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。</p> <p>第70条～第151条 【略】 附則 【略】</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前2項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。</p> <p>第68条 【略】 (固定資産税の納税通知書)</p> <p>第69条 _____ _____固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額_____をその納期の数で除して得た額とする。</p> <p>第70条～第151条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和7年度を目標に総務省が進めている税務システムの標準化に対応するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

都市計画税の納期について、7期から4期に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行し、令和7年度の課税から適用する。

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 (納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。 <u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第3期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 1月1日から同月31日まで</u></p> <hr/> <p>2 【略】</p> <p>第6条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第4条 【略】 (納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。 <u>第1期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第4期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月1日から同月28日まで</u> <u>第7期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第6条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準府令が条例の従うべき基準とされているため、改正内容に準じて規定及び用語の整理を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第14条 【略】 (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 【略】 (1) 【略】 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第16条～第34条 【略】 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 【略】 2 【略】 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p>	<p>第1条～第14条 【略】 (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 【略】 (1) 【略】 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第16条～第34条 【略】 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 【略】 2 【略】 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」</p>	<p>学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____</p> <p>_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」 とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条～第54条 【略】 附則 【略】</p>	<p>と、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条～第54条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町観光センター条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

観光センターをネイチャーセンターとしても活用するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 第4条から第13条に施設の使用に関する規定を追加する。
- (2) 第14条に損害の賠償に関する規定を追加する。
- (3) 第15条に入館等の制限に関する規定を追加する。
- (4) 第16条に指定管理に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○美瑛町観光センター条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 <u>(使用許可)</u></p> <p>第4条 <u>観光センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の許可をする場合において、観光センターの管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付すことができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第5条 <u>前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料として1平方メートル当たり月額920円を納入しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第6条 <u>町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の返還)</u></p> <p>第7条 <u>納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p><u>(使用許可の制限)</u></p> <p>第8条 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観光センターの使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>その使用が建物、設備及び備付備品を損傷するおそれがあるとき。</u></p>	<p>第1条～第3条 【略】 <u>(管理)</u></p> <p>第4条 <u>観光センターは、常に良好な状態において管理し、その目的に応じ最も効率的に運用されなければならない。</u></p> <hr/> <p><u>(賠償)</u></p> <p>第5条 <u>利用者が建物及び設備等を損傷又は滅失したときは、町長の定める損害賠償の責を負うものとする。</u></p> <hr/>

○美瑛町観光センター条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。</u> <u>(使用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用の目的に反したとき。</u> <u>(2) 使用許可の条件に反したとき。</u> <u>(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。</u> <u>(4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。</u> <u>(5) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。</u> <u>(6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。</u> <u>(7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u> <u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。</u> <u>(行為の制限)</u></p> <p><u>第11条 観光センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たな設備を設置する行為</u> <u>(2) その他町長が特に必要があると認める行為</u> <u>(原状回復)</u></p> <p><u>第12条 使用者は、観光センターの使用を終了し、又は第9条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。</u></p>	

○美瑛町観光センター条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。 <u>(取消し等による損害の責任)</u></p> <p>第13条 町長は、第9条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。 <u>(損害の賠償)</u></p> <p>第14条 観光センターに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 <u>(入館等の制限)</u></p> <p>第15条 町長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館等を断り、又は退去させることができる。 <u>(管理の代行等)</u></p> <p>第16条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光センターの管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 第3条に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) 観光センターの維持及び管理に関する業務</p> <p>(3) 観光センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(4) 観光センターの使用料の徴収、減免及び返還に関する業務</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、観光センターの管理運営に関</p>	

○美瑛町観光センター条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>し町長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条、第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第15条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(施行規定)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(施行規定)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

昨今の物価上昇に伴い、施設の運営経費が著しく上昇していることから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表中、宿泊料の上限を1人当たり1泊13,000円から23,000円に引き上げる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧																
<p>第1条～第17条 【略】 附 則 【略】 別表（第6条関係） 1 体験交流施設</p> <table border="1" data-bbox="212 523 1099 571"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table> <p>2 宿泊施設</p> <table border="1" data-bbox="212 628 1099 762"> <tr> <td style="width: 15%;">宿泊料</td> <td>1人当たり1泊<u>23,000円</u>を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> <tr> <td>飲食料</td> <td>別に定める額とする。</td> </tr> </table> <p>3 物産販売施設</p> <table border="1" data-bbox="212 820 1099 868"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	【略】		宿泊料	1人当たり1泊 <u>23,000円</u> を超えない額とし、別に定める額とする。	飲食料	別に定める額とする。	【略】		<p>第1条～第17条 【略】 附 則 【略】 別表（第6条関係） 1 体験交流施設</p> <table border="1" data-bbox="1173 523 2060 571"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table> <p>2 宿泊施設</p> <table border="1" data-bbox="1173 628 2060 762"> <tr> <td style="width: 15%;">宿泊料</td> <td>1人当たり1泊<u>13,000円</u>を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> <tr> <td>飲食料</td> <td>別に定める額とする。</td> </tr> </table> <p>3 物産販売施設</p> <table border="1" data-bbox="1173 820 2060 868"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </table>	【略】		宿泊料	1人当たり1泊 <u>13,000円</u> を超えない額とし、別に定める額とする。	飲食料	別に定める額とする。	【略】	
【略】																	
宿泊料	1人当たり1泊 <u>23,000円</u> を超えない額とし、別に定める額とする。																
飲食料	別に定める額とする。																
【略】																	
【略】																	
宿泊料	1人当たり1泊 <u>13,000円</u> を超えない額とし、別に定める額とする。																
飲食料	別に定める額とする。																
【略】																	

美瑛町体験交流住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

昨今の物価上昇を鑑み、また、当該施設と同種の町内民間施設との均衡を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表中、使用料の上限を51,000円から100,000円に引き上げる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町体験交流住宅条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新		旧													
第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表（第5条関係）		第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別表（第5条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1棟1泊につき</td> <td>100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用料		単位	金額	1棟1泊につき	100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1棟1泊につき</td> <td>51,000円を超えない額とし、別に定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用料		単位	金額	1棟1泊につき	51,000円を超えない額とし、別に定める額とする。
使用料															
単位	金額														
1棟1泊につき	100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。														
使用料															
単位	金額														
1棟1泊につき	51,000円を超えない額とし、別に定める額とする。														

美瑛町青い池駐車場条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

自動精算機の導入に伴い、駐車料金を見直すため本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表を次のとおり改める。

- (1) マイクロバスとバスの区分を統合し、新たに大型自動車として規定する。
- (2) 備考のうち、乗車定員で定義していた規定を車両の長さで定義する規定に改める。
- (3) 備考にけん引車の定義を追加する。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

○美瑛町青い池駐車場条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧																						
<p>第1条～第11条 【略】 附則 【略】 別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">駐車料金（1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪自動車</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td rowspan="3">1回 500円</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>大型自動車</td> <td>1回 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「二輪自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上の普通自動車を除いたものをいう。 3 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。 4 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車及び被けん引自動車を除いたものをいう。 5 「大型自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動 	区分	駐車料金（1台につき）	二輪自動車	1回 100円	普通自動車	1回 500円	小型自動車	軽自動車	大型自動車	1回 2,000円	<p>第1条～第11条 【略】 附則 【略】 別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">駐車料金（1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪自動車</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td rowspan="2">1回 500円</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td rowspan="2">1回 1,000円</td> </tr> <tr> <td>マイクロバス</td> </tr> <tr> <td>バス</td> <td>1回 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「二輪自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。 3 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。 4 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。 5 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自 	区分	駐車料金（1台につき）	二輪自動車	1回 100円	普通自動車	1回 500円	小型自動車	軽自動車	1回 1,000円	マイクロバス	バス	1回 2,000円
区分	駐車料金（1台につき）																						
二輪自動車	1回 100円																						
普通自動車	1回 500円																						
小型自動車																							
軽自動車																							
大型自動車	1回 2,000円																						
区分	駐車料金（1台につき）																						
二輪自動車	1回 100円																						
普通自動車	1回 500円																						
小型自動車																							
軽自動車	1回 1,000円																						
マイクロバス																							
バス	1回 2,000円																						

○美瑛町青い池駐車場条例 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>車のうち、車両の長さが6メートル以上のものをいう。</u></p> <p><u>6 被けん引自動車をけん引している車両は、けん引している車両の長さ</u><u>とけん引部分及び被けん引自動車の長さの和が6メートル未満の場合は「普通自動車」の区分に、6メートル以上の場合は「大型自動車」の区分にそれぞれ該当させるものとする。</u></p>	<p><u>動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。</u></p> <p><u>6 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。</u></p>

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1・2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 （1）生活機能の強化に係る政策分野 ア 地域医療			第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1・2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 （1）生活機能の強化に係る政策分野 ア 地域医療		
初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。			
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。			
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。			
二次救急医療の連携	【略】	【略】	二次救急医療の連携	【略】	【略】
小児二次救急医療の連携	【略】	【略】	小児二次救急医療の連携	【略】	【略】
イ 福祉 【略】			イ 福祉 【略】		

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和5年12月14日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
ウ 教育・文化・スポーツ			ウ 教育・文化・スポーツ		
多様な生涯学習機会の拡充	【略】	【略】	多様な生涯学習機会の拡充	【略】	【略】
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	【略】	不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	【略】
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市教育支援センターに受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。		甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室____に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市教育支援センターを活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。		乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室____を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】	図書館相互のネットワーク化	【略】	【略】
科学館における科学の普及活動	【略】	【略】	科学館における科学の普及活動	【略】	【略】
大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	【略】	【略】	大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進	【略】	【略】
エ～カ 【略】 (2)・(3) 【略】			エ～カ 【略】 (2)・(3) 【略】		